

たき火等の届出について

火災とまぎらわしい行為(たき火等)の届出

火災予防条例の一部改正に伴い、従来の火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、新たに「たき火」が追加されました。

令和8年3月1日からは、ご家庭で行うたき火等も届出の対象となる場合がありますのでご注意ください。

※届出は最寄りの消防署へお電話又はお越しください。(届出様式は消防本部ホームページからダウンロードできます。)

届出が必要な「たき火」とは(消防法令上)・・・

- 火を使用する設備器具を用いない場合
- 火を使用する設備器具を用いる場合でも、本来の使用方法によらない場合や大きな炎を上げ、かつ、火の粉が飛散する場合など

◎ たき火に該当すると考えられる行為(イメージ)



例: 焚き火・採暖の火・かまど・どんと祭・野焼き(焼き畑)
キャンプファイヤーなど

◎ たき火に該当しないと考えられる行為(イメージ)



例: パーベキューコンロ・七輪
キャンプ用品など

火災とまぎらわしい行為(たき火等)の注意事項

- ・燃えやすい物の近くで行わない! ・たき火等の最中はその場から離れない!
- ・風の強い時や火災警報等の発令中は行わない! ・水バケツや消火器などの準備をする!
- ・終了後は完全に消火したのを確認する! など、十分注意して行ってください!

消防署への「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出」は野焼きなどの許可ではありません。近隣から苦情等があった場合は、注意、指導を行う場合があります。

 あぶくま消防本部

問い合わせ先
予 防 課 電話 0223(22)5191
岩沼消防署 電話 0223(22)5172
亘理消防署 電話 0223(34)1155
山元分署 電話 0223(37)1185